◎新潟県告示第1054号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、次のとおり内共第4号第5種共同漁業権遊漁規 則の変更認可をする。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 漁業権者の名称及び住所 荒川漁業協同組合 村上市荒島144-24
- 2 漁業権の免許番号 内共第4号
- 3 変更の内容

変 後 前

(游漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、

それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア魚種	イ	期間
(略)		
さくらます	3月16日から	上流、関川村地内 <u>丸山</u>
	5月31日まで	<u>大橋</u> 下流端から、下流、
		村上市地内荒川橋上流
		端までの区間。但し、
		荒川頭首工取水堰上流
		端から上流50m、下流端
		から下流600mの区間を

さくらます漁業を除いたすべての漁業において丸山大橋 より禁漁区を含む下流については禁漁とする。

除く荒川本川に限る。

(游漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁 は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア魚種	イ	期間
(略)		
さくらます	3月16日から	上流、関川村地内 <u>高田</u>
	5月31日まで	<u>橋</u> 下流端から、下流、
		村上市地内荒川橋上流
		端までの区間。但し、
		荒川頭首工取水堰上流
		端から上流50m、下流端
		から下流600mの区間を
		除く荒川本川に限る。

2 1月1日から5月31日までの間もくずがに漁業及び 2 1月1日から5月31日までの間もくずがに漁業及 びさくらます漁業を除いたすべての漁業において荒川 頭首工用水取水堰より禁漁区を含む下流については禁 漁とする。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成24年9月1日